

議案第 8 2 号

あきる野市教育委員会教育長の給与及び旅費並びに勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 1 1 月 2 7 日

提出者 あきる野市長 村 木 英 幸

提案理由

一般職の職員との均衡を図るため、教育長の期末手当を改定することから、規定を整備する必要がある。

あきる野市教育委員会教育長の給与及び旅費並びに勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 あきる野市教育委員会教育長の給与及び旅費並びに勤務条件に関する条例（平成 7 年あきる野市条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「100分の227.5」を「100分の232.5」に改める。

第 2 条 あきる野市教育委員会教育長の給与及び旅費並びに勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「100分の232.5」を「100分の230」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。